

国土交通省総合政策局交通計画課パブリックコメント担当 御中

「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて—中間整理—」に関する意見

## 1. 交通基本法に係る施策に必要となる財源の確実な確保、民鉄事業者への助成等について

民営鉄道は、輸送の安全・安定やサービスの改善等のため、これまでも各種の安全対策・バリアフリー対策等の直接収益に結び付かない設備の整備を、地方公共団体の財政難により本来の負担がなされず苦慮する中で進めてきた経緯があります。

そうした中、交通基本法に係る施策を実施するためには、多額の財源が必要と考えられることから、本法の施策については、鉄道事業本来の「受益者負担」の考え方を原則としたうえで、国と地方公共団体における十分な財源を確実に確保していただくとともに、都市鉄道・地方鉄道を問わず、民鉄事業者に対し助成等の措置が確実に講じられるようお願いいたします。

また、これに加えて、国・地方公共団体・民鉄事業者の 3 者が一体となった事業の推進や、地方公共団体等公的機関による整備ができるような制度作りをお願いいたします。

## 2. 経営上の自主性等について

交通基本法には「事業者の責務」が規定され、これは努力義務と考えられますが、民鉄事業者は前述の通り、地方公共団体の財政難による本来の補助負担のない辛い状況の中でも、基幹的な交通機関としての社会経済や地域社会を支えるという役割を踏まえ、民間事業者として安全・安定対策やサービスの改善等を行ってきたところであり、こうした経緯を踏まえ、民鉄事業者に過度の負担とならないようにしていただくとともに、経営の自主性に十分な配慮をお願いいたします。

また、本法には「国民の責務」が規定されていますが、同法の目的は公共交通等を中心とする社会の構築と考えられるところ、多数の者が公共交通と関わりを持つことから、「国民の責務」とは別に「公共交通の利用者」の立場からの責務についても検討をお願いいたします。

## 3. モーダルシフトの推進について

今後の地球温暖化対策や少子高齢化の進展の中、公共交通、とりわけ自家用自動車と比べて環境負荷が大変小さい移動手段である鉄道へのモーダルシフトは、大変重要な政策課題であると考えております。

このため、鉄道等の利用促進に関して、都市鉄道・地方鉄道を問わず、国と地方公共団体における十分な財源を確実に確保し、その施策を実施していただくとともに、民鉄事業者に対し助成等の措置が確実に講じられるようお願いいたします。

なお、高速道路料金無料化・上限施策については、一部民鉄事業者への影響も懸念されておりますので、上記の観点からも今後の影響状況によっては見直しをお願いいたします。